

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年12月20日条例第21号）

最終改正:

改正内容:令和5年12月20日条例第21号 [令和5年12月20日]

別表第1（第15条関係）

袖ヶ浦市昭和交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	会議室		340円	370円
	研修室		230円	350円
	調理実習室		650円	910円
	和室1		230円	350円
	和室2		230円	350円
	大ホール(楽屋1・2、ホワイエ等を含む。)		5,740円	8,620円
	大ホール(舞台のみを使用する場合)		1,720円	2,580円
2階	会議室1		340円	370円
	会議室2		340円	370円
	講義室		340円	370円
	和室		230円	350円
	研修室		650円	910円
3階	中ホール		1,230円	1,840円
レストラン(厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室を含む。)			1月につき 215,000円	

袖ヶ浦市長浦交流センター

施設区分		使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	多目的ホール		1,230円	1,840円
	多目的室		650円	910円
2階	会議室1		340円	370円
	会議室2		340円	370円
	和室1		230円	350円
	和室2		230円	350円
	創作室		340円	370円
	視聴覚室		650円	910円
	調理実習室		650円	910円
	研修室1		340円	370円
	研修室2		340円	370円

袖ヶ浦市根形交流センター

施設区分		使用時間区分 午前9時から午後5時まで1 時間につき	午後5時から午後9時まで1 時間につき
1階	野外ステージ	650円	910円
	多目的ホール	1,230円	1,840円
2階	会議室	340円	370円
	講義室	340円	370円
	研修室	340円	370円
	和室	230円	350円
	アトリエ	340円	370円
	調理実習室	650円	910円
	視聴覚室	650円	910円

袖ヶ浦市平岡交流センター

施設区分		使用時間区分 午前9時から午後5時まで1 時間につき	午後5時から午後9時まで1 時間につき
1階	多目的ホール	1,230円	1,840円
	会議室	230円	350円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	和室	340円	370円
	研修室	650円	910円
	調理実習室	650円	910円
	視聴覚室	650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター

施設区分		使用時間区分 午前9時から午後5時まで1 時間につき	午後5時から午後9時まで1 時間につき
1階	体育室	1,840円	2,760円
	会議室	340円	370円
	多目的室	650円	910円
2階	視聴覚室	650円	910円
	会議室1	230円	350円
	会議室2	230円	350円
	保育室	230円	350円
	和室	340円	370円
	調理実習室	650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター

施設区分	使用時間区分 午前9時から午後5時まで1 時間につき	午後5時から午後9時まで1 時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料(以下「単位使用料」という。)に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。

- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数(1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。)に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 6 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 7 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。